

徳島県告示第七十二号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和七年二月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

1 化学名 ニ・「（エチルアミノ）・ニ・（ニ・フルオロフェニル）シクロヘキサン・一・オン（通称 ニF・NENDCK、ニF・ニOXO・PCE、ニ・FXE、ニ・fluorodeschloro・N・ethyl・ketamine）及びその塩類

2 化学名 ニ・「（四・メトキシフェニル）メチル」・五・ニトロ・一・「ニ・（ピロリジン・一・イル）エチル」・一H・ベンゾ「d」イミダゾール（通称 Metonitazepyne、N・Pyrrolidino Metonitazene）及びその塩類

3 化学名 （ハR）・六・アシル・一・（シクロプロパンカルボニル）・N・N・ジエチル・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 一CP・AL・LAD）及びその塩類

4 化学名 （ハR）・一・（シクロプロパンカルボニル）・N・メチル・N・（プロパン・ニ・イル）・六・メチル・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 一CP・MiPLA、一CP・MIPLA）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第五号に掲げる薬物に該当するに至ったため効力が失われた日

令和七年二月六日